

(0800001004-0)

市 長	副 市 長	建 設 部 長	財 政 課 長	主 管 課 長	課 長 補 佐	検 査 者	設 計 者
--------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------

委 託 番 号			設 計 年 月 日	令和 8 年 6 月 4 日			
委 託 箇 所	富谷市 明石台七丁目・太子堂一丁目 地内						
路 線 ・ 河 川 名							
<p>令和 8 年度</p> <p>生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務</p> <p>富谷市</p>							
工 期	令和 年 月 日	着 工 期 日	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日	竣 工 期 限	令和 年 月 日				
業 務 費	円 (消費税相当額 円)			業 務 価 格 円			

< 概 要 >

整備効果調査業務
交通量現況調査
整備効果とりまとめ

N= 2 箇所
一 式

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
整備効果調査業務	式	1			
交通量現況調査	式	1			
交通量現況調査	箇所	2			第1号単価表
整備効果とりまとめ	式	1			
整備効果とりまとめ	式	1			第1号明細表
打合せ	式	1			
打合せ等(調査、計画業務)	業務	1			第2号単価表
直接費	式	1			
直接人件費	式	1			
直接経費	式	1			

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
旅費交通費(率分)	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
その他原価	式	1			
業務原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

第1号

整備効果とりまとめ 1式当たり明細表

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
計画準備	式	1				第7号単価表
整備効果まとめ	式	1				第8号単価表
報告書作成	式	1				第9号単価表
合 計	式	1				

第1号

交通量現況調査 1箇所当たり単価表

名称・規格・条件	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
調査計画・調査準備	箇所	1								第3号単価表
ビデオ調査	箇所	1								第4号単価表
資料整理 走行車両の速度	箇所	1								第5号単価表
資料整理 交通量調査	箇所	1								第6号単価表
合 計	箇所	1								

第2号 SC401010 J01

打合せ等(調査、計画業務) 1業務当たり単価表

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
打合せ(業務着手時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第10号単価表
打合せ(中間打合せ) 打合せ等(調査、計画業務)	回	2				第11号単価表
打合せ(成果物納入時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第12号単価表
合 計	業務	1				
打合せ(業務着手時)の有無A = 01 計上する 打合せ(中間打合せ)回数B = 2			打合せ(成果物納入時)の有無C = 01 計上する 関係機関打合せ協議回数D = 0			

第3号

調査計画・調査準備 1箇所当たり単価表

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (A) 8級	人					
技師 (B) 6~7級	人					
技師 (C) 4~5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	箇所	1				

第6号

資料整理 1箇所当たり単価表

交通量調査

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師 (B) 6~7級	人					
技師 (C) 4~5級	人					
合 計	箇所	1				

第7号

計画準備 1式当たり単価表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
合計	式	1				

第8号

整備効果まとめ 1式当たり単価表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
技師 (A) 8級	人					
技師 (B) 6~7級	人					
技師 (C) 4~5級	人					
技術員 3級	人					
合計	式	1				

第9号

報告書作成 1式当たり単価表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
合計	式	1				

第10号 SC401012 J01

打合せ(業務着手時) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師(A) 8級	人					
技師(B) 6～7級	人					
合計	回	1				
打合せ区分A = 01 打合せ(業務着手時)						

第11号 SC401012 J02

打合せ(中間打合せ) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
主任技師 9～10級	人					
技師(A) 8級	人					
技師(B) 6～7級	人					
合計	回	1				
打合せ区分A = 02 打合せ(中間打合せ)						

第12号 SC401012 J03

打合せ(成果物納入時) 1回当たり単価表

打合せ等(調査、計画業務)

P4-1-1

名称・規格・条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級	人					
技師 (A) 8級	人					
技師 (B) 6～7級	人					
合 計	回	1				
打合せ区分A = 03 打合せ(成果物納入時)						

積 算 情 報 表

(0800001004-0)

P. 18

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	委託		
変更回数	当初		
積算基準 ^ハ ター	41:令和7年度国交省諸経費改訂(消費税10%)R7週休2日補正		
施行主体名	富谷市		
設計書名(1行目)	生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務		
設計書名(2行目)			
設計書名(3行目)			
委託箇所	富谷市 明石台七丁目・太子堂一丁目 地内		
路線・河川名			
委託番号			
[設計] 種類(電子成果品作成費)	2:その他の設計業務		
[設計] 旅費交通費	2:率計上有り(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)【調査、計画】		
[調査] 解析等(電子成果品作成費)	3:別途考慮		
設計年度	令和08年度		
設計年月日	令和08年06月04日		
単価適用日付	令和08年06月01日 (92)		
単価適用地区	01 地区		
着工年月日	令和 年 月 日		
竣工期限	令和 年 月 日		
工期開始	令和 年 月 日		
工期終了	令和 年 月 日		
工期日数	0日		

令和8年度 生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務
(特記仕様書)

第1章 業務概要

第1条 (適用)

- 1、本特記仕様書は「生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務」(以下「本業務」という)に適用する。
- 2、本特記仕様書に明示なき一般事項は、令和7年10月 宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」によるものとする。
- 3、受注者は、本業務実施にあたり、諸法令・諸法規を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
- 4、受注者は、本業務履行中、監督員と緊密な連絡を取り、本特記仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議してこれを定めた上で履行するものとする。
- 5、業務完了後に於いて、成果品に誤り等が発見された場合は、受注者の責任に於いて処理するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、過年度に実施した交通安全事業(ハンプ設置、区画線等)を行った地区の整備後の効果を検証し取りまとめを行うことを目的とする。

第3条 (受発注者の責務)

受発注者の責務は、共通仕様書第1103条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- 1、本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2、受注者は、業務内容の変更において、調査職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3、発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内(休日等を含む)に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。本業務を実施するにあたり監督員と協議の上、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、準拠する法令及び基準は以下のとおりとする。

第4条（配置技術者に対する要件）

1、管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有するものでなければならない。

- (1) 技術士（総合技術監理部門（建設―道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (3) 土木学会認定技術者（特別上級土木（交通、調査・計画、設計）、上級土木（調査・計画、設計）、1級土木（調査・計画、設計））
- (4) 国土交通省登録技術者：「施設分野：道路」「業務：計画・調査・設計」に登録のある資格

2、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

第5条（準拠する法令・基準及び参考図書等）

本業務を実施するにあたり監督員と協議の上、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、準拠する法令及び基準は以下のとおりとする。

- 1、道路法
- 2、測量法
- 3、道路法施行規則
- 4、公共測量作業規定及び公共測量作業規定準則
- 5、その他関係法令

第6条（合同現地踏査）

発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合は、調査職員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第7条（成果物の提出）

本業務における成果物は、以下に示すとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1、報告書（紙） | 2部（正副各1部） |
| 2、電子納品媒体 CD-R（Excel・PDF・SFC等） | 2部（正副各1部） |
| 3、その他、発注者が必要と認めるもの | |

第8条（成果物納入後の成果物の訂正）

成果物納入後の成果物の訂正については以下のとおりとする。

- 1、発注者は業務完了後においても、受注者の責任に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議の上、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。
- 2、受注者は、業務完了後においても、受注者の責任に帰すべき理由により成果物の不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

第9条（書面による変更契約の手続き）

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

第10条（テクリスについて）

テクリスの登録について以下のとおりとする。

①受注者はテクリスにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、調査職員から確認を受けるものとする。

なお、「登録内容確認書」については、テクリスから発注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

②共通仕様書共通編第1109条第1項に示す担当技術者の登録できる数について、やむを得ず履行途中で変更した場合においても、8名を超えて登録しないものとする。

また、共通仕様書共通編第1107条第7項に示す管理技術者の変更をした場合においても、1名を超えて登録しないものとする。

第11条（緊急対応）

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

第12条（保険加入）

受注者は共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員（監督職員）からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第13条（ウィークリースタンス等の推進）

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1. 打ち合せ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならないような状況は発生しないよう十分配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第14条（情報管理体制の確保）

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、測量業務共通仕様書113条、地質・土質調査業務共通仕様書第113条、土木設計業務等共通仕様書第1112条及び発注者支援業務共通仕様書第1010条に基づく業務計画書の業務組織計画において、情報管理体制及び情報取扱者名を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載した情報に変更が生じる場合は、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第15条（疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受注者において協議の上、監督員の指示に従い、業務を遂行するものとする。

監督員において、必要と認めるときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。なお、変更等による必要な工期は別に定めるものとする。

第2章 測量

第1条 (交通量調査)

次に示す調査地点において交通量調査を実施するものとし、調査時間は12時間とする。調査内容及び時間帯等の詳細については、調査職員と協議するものとする。

調査地点	調査項目	箇所数
市道明石台10-1号線 明石台七丁目地区	調査計画、調査準備、交通量調査、ビデオ調査	1箇所
市道太子堂6-9号線 太子堂一丁目地区	調査計画、調査準備、交通量調査、ビデオ調査	1箇所

第3章 設計

第1条 (整備効果等検討)

調査地点	箇所数
市道明石台10-1号線 明石台七丁目地区	1箇所
市道太子堂6-9号線 太子堂一丁目地区	1箇所

1、交通安全事業の整備効果把握

過年度に実施した交通安全対策について整備後の効果の取りまとめを行うものとする。また、整備効果が見られない箇所については、対策後の課題、追加対策案を把握し整理するものとする。なお、詳細については調査職員と打合せによるものとする。

2、公表用資料作成

上記の整備効果把握を行った箇所について、公表用の資料を作成するものとする。

令和8年度 生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務
(特記仕様書)

第1章 業務概要

第1条 (適用)

- 1、本特記仕様書は「生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務」(以下「本業務」という)に適用する。
- 2、本特記仕様書に明示なき一般事項は、令和7年10月 宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」によるものとする。
- 3、受注者は、本業務実施にあたり、諸法令・諸法規を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
- 4、受注者は、本業務履行中、監督員と緊密な連絡を取り、本特記仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議してこれを定めた上で履行するものとする。
- 5、業務完了後に於いて、成果品に誤り等が発見された場合は、受注者の責任に於いて処理するものとする。

第2条 (目的)

本業務は、過年度に実施した交通安全事業(ハンプ設置、区画線等)を行った地区の整備後の効果を検証し取りまとめを行うことを目的とする。

第3条 (受発注者の責務)

受発注者の責務は、共通仕様書第1103条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- 1、本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2、受注者は、業務内容の変更において、調査職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3、発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内(休日等を含む)に受注者と協議し適切な措置を講じなければならない。本業務を実施するにあたり監督員と協議の上、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、準拠する法令及び基準は以下のとおりとする。

第4条（配置技術者に対する要件）

- 1、管理技術者は、次の各号のいずれかの資格を有するものでなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設―道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (2) 技術士（建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (3) 土木学会認定技術者（特別上級土木（交通、調査・計画、設計）、上級土木（調査・計画、設計）、1級土木（調査・計画、設計））
 - (4) 国土交通省登録技術者：「施設分野：道路」「業務：計画・調査・設計」に登録のある資格
- 2、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

第5条（準拠する法令・基準及び参考図書等）

本業務を実施するにあたり監督員と協議の上、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、準拠する法令及び基準は以下のとおりとする。

- 1、道路法
- 2、測量法
- 3、道路法施行規則
- 4、公共測量作業規定及び公共測量作業規定準則
- 5、その他関係法令

第6条（合同現地踏査）

発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合は、調査職員と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第7条（成果物の提出）

本業務における成果物は、以下に示すとおりとする。

- 1、報告書（紙） 2部（正副各1部）
- 2、電子納品媒体 CD-R（Excel・PDF・SFC等） 2部（正副各1部）
- 3、その他、発注者が必要と認めるもの

第8条（成果物納入後の成果物の訂正）

成果物納入後の成果物の訂正については以下のとおりとする。

- 1、発注者は業務完了後においても、受注者の責任に帰すべき理由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議の上、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。
- 2、受注者は、業務完了後においても、受注者の責任に帰すべき理由により成果物の不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

第9条（書面による変更契約の手続き）

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

第10条（テクリスについて）

テクリスの登録について以下のとおりとする。

①受注者はテクリスにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信による提出」を選択し、調査職員から確認を受けるものとする。

なお、「登録内容確認書」については、テクリスから発注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

②共通仕様書共通編第1109条第1項に示す担当技術者の登録できる数について、やむを得ず履行途中で変更した場合においても、8名を超えて登録しないものとする。

また、共通仕様書共通編第1107条第7項に示す管理技術者の変更をした場合においても、1名を超えて登録しないものとする。

第11条（緊急対応）

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

第12条（保険加入）

受注者は共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員（監督職員）からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第13条（ウィークリースタンス等の推進）

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1. 打ち合せ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならないような状況は発生しないよう十分配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第14条（情報管理体制の確保）

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、測量業務共通仕様書113条、地質・土質調査業務共通仕様書第113条、土木設計業務等共通仕様書第1112条及び発注者支援業務共通仕様書第1010条に基づく業務計画書の業務組織計画において、情報管理体制及び情報取扱者名を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載した情報に変更が生じる場合は、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第15条（疑義）

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受注者において協議の上、監督員の指示に従い、業務を遂行するものとする。

監督員において、必要と認めるときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。なお、変更等による必要な工期は別に定めるものとする。

第2章 測量

第1条 (交通量調査)

次に示す調査地点において交通量調査を実施するものとし、調査時間は12時間とする。調査内容及び時間帯等の詳細については、調査職員と協議するものとする。

調査地点	調査項目	箇所数
市道明石台10-1号線 明石台七丁目地区	調査計画、調査準備、交通量調査、ビデオ調査	1箇所
市道太子堂6-9号線 太子堂一丁目地区	調査計画、調査準備、交通量調査、ビデオ調査	1箇所

第3章 設計

第1条 (整備効果等検討)

調査地点	箇所数
市道明石台10-1号線 明石台七丁目地区	1箇所
市道太子堂6-9号線 太子堂一丁目地区	1箇所

1、交通安全事業の整備効果把握

過年度に実施した交通安全対策について整備後の効果の取りまとめを行うものとする。また、整備効果が見られない箇所については、対策後の課題、追加対策案を把握し整理するものとする。なお、詳細については調査職員と打合せによるものとする。

2、公表用資料作成

上記の整備効果把握を行った箇所について、公表用の資料を作成するものとする。

令和8年度 生活道路交通安全対策整備工事効果調査業務
見積参考資料

費目	工種	種別	単位	数量	摘要
整備効果調査業務					
		交通量現況調査	箇所	2.0	内訳書1
		調査計画・調査準備	箇所	1.0	単価①
		ビデオ調査	箇所	1.0	単価②
		資料整理：走行車両の速度	箇所	1.0	単価③
		資料整理：交通量調査	箇所	1.0	単価④
		整備効果とりまとめ	式	1.0	内訳書2
		計画準備	式	1.0	単価⑤
		整備効果まとめ	式	1.0	単価⑥
		報告書作成	式	1.0	単価⑦

位置図

調査対象箇所: 太子堂一丁目地区
市道太子堂6-9号線

富谷小学校

富谷市役所

富谷中学校

県道西成田宮床線

国道4号

富谷市

調査対象箇所: 明石台地区
市道明石台10-1号線

泉区

仙台市

宮城野区

